

西粟倉村地域防災計画 資料編

令和6年3月
西粟倉村防災会議

目次

(資料第1)過去の災害記録.....	1
(資料第2)自主防災組織.....	3
(資料第3)通信施設等整備状況.....	3
(資料第4)雨量観測所等一覧表.....	4
(資料第5)土砂災害警戒区域等指定箇所.....	5
(資料第6)山地災害危険地区.....	8
(資料第7)砂防指定地.....	12
(資料第8)雪崩危険箇所.....	13
(資料第9)土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設.....	13
(資料第10)消防力一覧表.....	14
(資料第11)医療施設一覧表.....	14
(資料第12)電力、水道施設・設備等.....	15
(資料第13)指定避難所・指定緊急避難場所等一覧表.....	17
(資料第14)福祉避難所施設.....	17
(資料第15)島根県安来市広域避難計画による広域福祉避難所一覧表.....	17
(資料第16)備蓄倉庫一覧.....	18
(資料第17)危険物等取扱場所.....	19
(資料第18)緊急輸送道路.....	19
(資料第19)ヘリポート適地.....	19
(資料第20)その他資料.....	19
(資料第21)その他関連計画.....	19
(資料第22)西粟倉村防災会議条例.....	20
(資料第23)西粟倉村防災会議運営要綱.....	22
(資料第24)西粟倉村災害対策本部条例.....	23
(資料第25)協定等一覧表.....	24
(資料第26)災害報告様式.....	26
(資料第27)罹災証明書.....	47
(資料第28)避難所運営様式.....	49

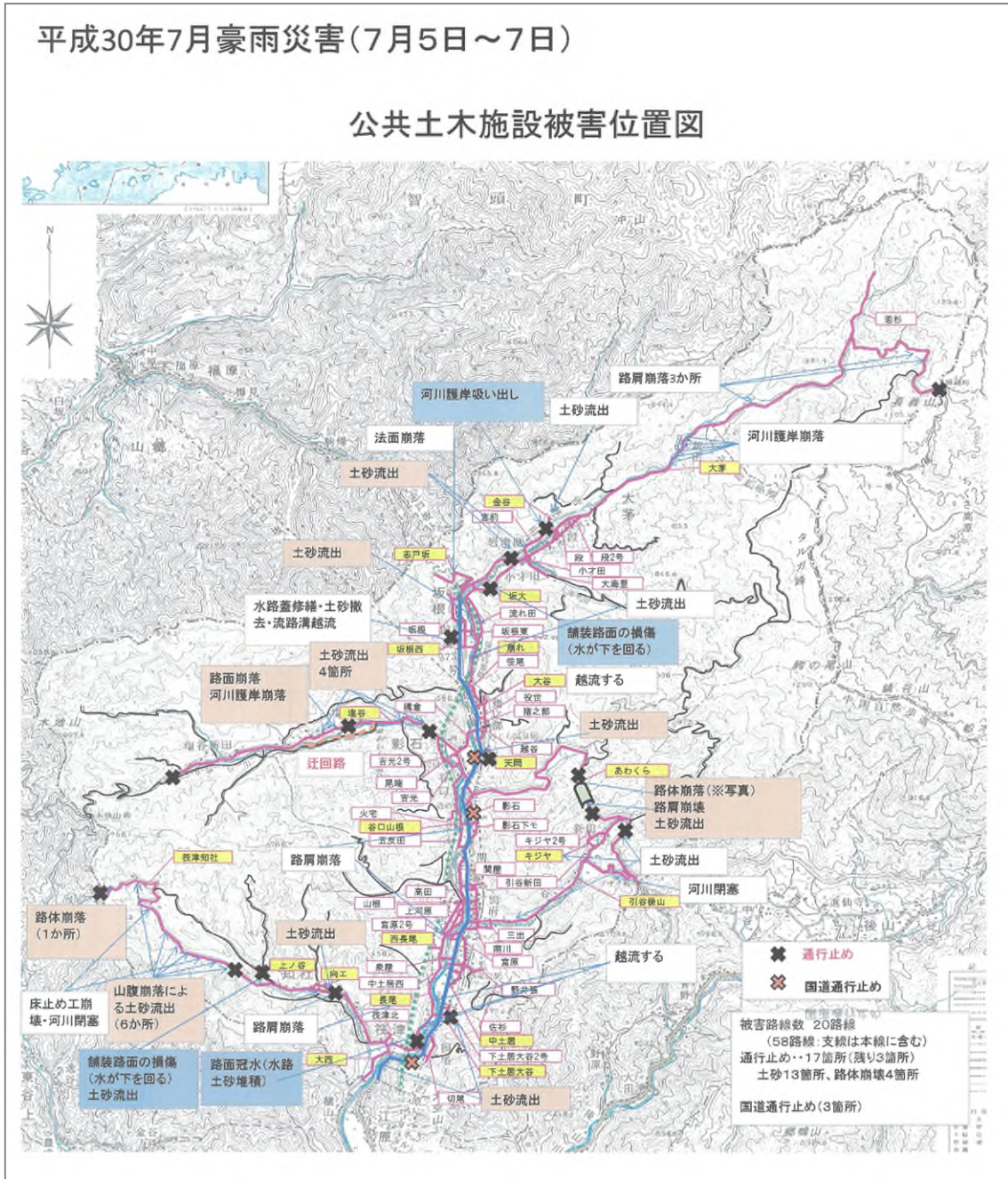
(資料第1)過去の災害記録

昭和 51 年以降

災害の発生日	災害の種類	災害の内容	
S51. 9. 8~13	台風 17 号による災害	農地災害 農林施設被害 橋梁流失 農作物被害	7ヶ所 5ヶ所 5ヶ所 4.0ha
S52. 7. 16~17	梅雨前線による災害	床上浸水 河川災害 橋梁流失 農地災害 農林施設被害 農作物被害	1戸1世帯6人 11ヶ所 3ヶ所 12ヶ所 26ヶ所 11.0ha
S53. 9. 15~16	台風 18 号による災害	河川災害 道路崩壊 橋梁流失 農林施設被害 農作物被害	2ヶ所 4ヶ所 2ヶ所 18ヶ所 3.0ha
S54. 6. 26~7. 2	梅雨前線による災害	河川災害 道路崩壊 農地災害 農林施設災害 農作物被害	2ヶ所 2ヶ所 11ヶ所 9ヶ所 2.0ha
S59. 6. 25~27	梅雨前線による災害	床下浸水 河川災害 農地災害 がけ崩れ	5戸5世帯 10ヶ所 3ヶ所 1ヶ所
S61. 7. 9~16	梅雨前線による災害	床下浸水 道路崩壊 河川災害 農地災害	15戸15世帯45人 3ヶ所 3ヶ所 8ヶ所
H16. 9. 29	台風 21 号による災害	床下浸水 農地災害	3戸3世帯 1ヶ所
H21. 8. 9~10	台風 9 号による災害	がけ崩れ 道路崩壊	1ヶ所 2ヶ所
H23. 5. 11~12	前線と暖湿流による災害	橋梁 農地災害 がけ崩れ	1ヶ所 1ヶ所 8ヶ所
H23. 9. 2~4	台風 12 号による災害	河川災害	2ヶ所
H28. 1. 23~25	大雪	大雪による渋滞	

災害の発生日月日	災害の種類	災害の内容	
H30.7.5~7	梅雨前線による災害	床上浸水 床下浸水 土砂流出 道路崩壊	3戸 13戸 13か所 4か所
R5.8.15	台風7号による災害	がけ崩れ	1ヶ所

(参考) 平成30年7月豪雨災害(7月5日~7日) 公共土木施設被害位置図



(資料第2)自主防災組織

組織の名称	会員数	代表者
大茅自治会	住基人口と同じ	自治会長
坂根自治会	住基人口と同じ	自治会長
猪之部自治会	住基人口と同じ	自治会長
塩谷自治会	住基人口と同じ	自治会長
谷口地区	住基人口と同じ	区長
影石地区	住基人口と同じ	区長
別府自治会	住基人口と同じ	自治会長
引谷自治会	住基人口と同じ	自治会長
中土居自治会	住基人口と同じ	自治会長
下土居自治会	住基人口と同じ	自治会長
筏津自治会	住基人口と同じ	自治会長
知社地区	住基人口と同じ	区長

(資料第3)通信施設等整備状況

施設の名称	施設設置場所	呼出名称番号等	備考
岡山県防災行政無線	西粟倉村役場	ぼうさいにしあわくらそん	
加入電話	西粟倉村役場		
ファクシミリ	西粟倉村役場		
J-ALERT	西粟倉村役場		
Em-Net	西粟倉村役場		
あわくら光ネット 告知放送	西粟倉村役場		
あわくら光ネット 文字放送	西粟倉村役場		
FM告知放送端末	全戸		
陸上移動局 車載型	総務企画課1 除雪車4 消防車2 軽消防車1	ぼうさいにしあわくらそん	
携帯型	総務企画課8		10W 1台 5W 7台

施設 の 名 称	施設設置場所	呼 出 名 称 番 号 等	備 考
緊急速報メール	NTTドコモ KDDI ソフトバンク 楽天モバイル		

(資料第4)雨量観測所等一覧表

(雨量観測所一覧)

	観測所名	設置場所	水 系	所 属
県	坂根観測所	坂根観測所	吉井川 吉野川	岡山県
村	大茅公民館	西粟倉村大字大茅 1631 番地	吉井川 吉野川	西粟倉村
村	元湯橋	道路 (西粟倉村大字影石 2049 番地 1 北)	吉井川 吉野川	西粟倉村
村	西粟倉村役場	西粟倉村大字影石 33 番地 1	吉井川 吉野川	西粟倉村
村	引谷公民館	西粟倉村大字長尾 2241 番地	吉井川 吉野川	西粟倉村
村	古川井堰	西粟倉村大字知社 29 番地 1	吉井川 吉野川	西粟倉村

(河川カメラ一覧)

	カメラ呼称	設置場所	水系	所属
村	大茅スキー場	西粟倉村大字大茅 1094 番地 8	吉野川	西粟倉村
村	前田橋	西粟倉村大字大茅 1631 番地	吉野川・大 海里川	西粟倉村
村	水力発電所めぐみ	西粟倉村大字坂根 911 番地 2	吉野川	西粟倉村
村	元湯橋	道路 (西粟倉村大字影石 2049 番地 1 北)	塩谷川	西粟倉村
村	谷口橋	道路 (西粟倉村大字影石 1127 番地 2 南)	吉野川・塩 谷川	西粟倉村
村	天神橋	道路 (西粟倉村大字長尾 1567 番地南)	引谷川	西粟倉村
村	泉屋橋	西粟倉村大字長尾 1143 番地 1	吉野川	西粟倉村
村	庄境橋	西粟倉村大字筏津 17 番地 7	吉野川	西粟倉村
村	古川井堰	西粟倉村大字知社 29 番地 1	知社川	西粟倉村

(資料第5)土砂災害警戒区域等指定箇所

大字	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害特別 警戒区域	公示日	基礎調査 番 号
大茅	643K 大茅 001	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-2545
	643K 大茅 002	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-2546
	643K 大茅 003	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-2547
	643D 大茅 001	土石流	×(該当無)	平成 20 年 2 月 1 日	I-75002
	643D 大茅 002	土石流	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-75003
	643D 大茅 003	土石流	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-75004
	643D 大茅 004	土石流	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-75005
	643D 大茅 005	土石流	○	令和 3 年 3 月 30 日	I-75006
	643D 大茅 006	土石流	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-75007
	643D 大茅 007	土石流	○	令和 3 年 3 月 30 日	I-75008
	643D 大茅 008	土石流	×(該当無)	平成 20 年 2 月 1 日	I-75009
	643D 大茅 009	土石流	×(対象外)	平成 20 年 2 月 1 日	I-75010
	643D 大茅 010	土石流	×(該当無)	平成 20 年 2 月 1 日	I-75011
	643D 大茅 011	土石流	×(対象外)	平成 24 年 3 月 27 日	I-75013
坂根	643K 坂根 001	急傾斜地の崩壊	×(対象外)	平成 20 年 2 月 1 日	I-1965
	643D 坂根 001	土石流	○	令和 3 年 3 月 30 日	I-75014
	643D 坂根 002	土石流	○	令和 3 年 3 月 30 日	I-75016
	643D 坂根 003	土石流	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-75012
	643D 坂根 004	土石流	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-75015
	643D 坂根 005	土石流	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-75017
影石	643K 影石 001	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-1966
	643K 影石 002	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-1968
	643K 影石 003	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-1969
	643K 影石 004	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-2757
	643K 影石 005	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-2758
	643K 影石 006	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-2759
	643K 影石 007	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	I-2760
	643K 影石 008	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-2548
	643K 影石 009	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-2549
	643K 影石 010	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-2550
	643K 影石 011	急傾斜地の崩壊	○	平成 31 年 3 月 15 日	Ⅱ-2551

大字	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害特別 警戒区域	公示日	基礎調査 番 号
影石	643D 影石 001	土石流	○	令和3年3月30日	I-75018
	643D 影石 002	土石流	○	令和3年3月30日	I-75019
	643D 影石 003	土石流	○	令和3年3月30日	I-75021
	643D 影石 004	土石流	○	平成31年3月15日	I-75022
	643D 影石 005	土石流	○	令和3年3月30日	I-75025
	643D 影石 006	土石流	×(該当無)	平成20年2月1日	I-75029
	643D 影石 007	土石流	○	令和3年3月30日	I-75032
	643D 影石 008	土石流	×(対象外)	平成20年2月1日	I-75035
	643D 影石 009	土石流	×(該当無)	平成20年2月1日	I-75036
	643D 影石 010	土石流	×(該当無)	平成20年2月1日	I-75039
	643D 影石 011	土石流	○	令和3年3月30日	I-75040
	643D 影石 012	土石流	×(該当無)	平成20年2月1日	I-75047
	643D 影石 013	土石流	○	令和3年3月30日	I-75048
	643D 影石 014	土石流	○	平成31年3月15日	I-75049
	643D 影石 015	土石流	○	令和3年3月30日	I-75053
	643D 影石 016	土石流	○	令和3年3月30日	I-75055
	643D 影石 018	土石流	○	平成31年3月15日	II-75020
	643D 影石 019	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	II-75023
	643D 影石 020	土石流	○	平成31年3月15日	II-75024
	643D 影石 021	土石流	○	令和3年3月30日	II-75026
	643D 影石 022	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	II-75027
	643D 影石 023	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	II-75028
	643D 影石 024	土石流	○	平成31年3月15日	II-75030
	643D 影石 025	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	II-75031
	643D 影石 026	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	II-75033
	643D 影石 027	土石流	○	平成31年3月15日	II-75034
	643D 影石 028	土石流	○	平成31年3月15日	II-75037
	643D 影石 029	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	II-75038
	643D 影石 030	土石流	○	平成31年3月15日	II-75041
	643D 影石 031	土石流	○	平成31年3月15日	II-75042
	643D 影石 032	土石流	○	平成31年3月15日	II-75043
	643D 影石 033	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	II-75044
	643D 影石 034	土石流	○	平成31年3月15日	II-75045

大字	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害特別 警戒区域	公示日	基礎調査 番号
影石	643D 影石 035	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75046
	643D 影石 036	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75052
長尾	643K 長尾 001	急傾斜地の崩壊	○	平成31年3月15日	Ⅱ-2552
	643K 長尾 002	急傾斜地の崩壊	○	平成31年3月15日	Ⅱ-2553
	643K 長尾 003	急傾斜地の崩壊	○	平成31年3月15日	Ⅱ-2554
	643K 長尾 004	急傾斜地の崩壊	○	平成31年3月15日	Ⅱ-2556
	643D 長尾 001	土石流	○	平成31年3月15日	I-75054
	643D 長尾 002	土石流	×(該当無)	平成20年2月1日	I-75057
	643D 長尾 003	土石流	○	令和3年3月30日	I-75059
	643D 長尾 004	土石流	×(該当無)	平成20年2月1日	I-75063
	643D 長尾 005	土石流	○	令和3年3月30日	I-75066
	643D 長尾 006	土石流	○	令和3年3月30日	I-75076
	643D 長尾 007	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75071
	643D 長尾 008	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	Ⅱ-75050
	643D 長尾 009	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75051
	643D 長尾 010	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	Ⅱ-75056
	643D 長尾 011	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	Ⅱ-75060
	643D 長尾 012	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	Ⅱ-75062
	643D 長尾 013	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75064
	643D 長尾 014	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	Ⅱ-75067
	643D 長尾 015	土石流	×(該当無)	平成22年1月19日	Ⅱ-75072
	643D 長尾 016	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75073
643D 長尾 017	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75075	
643D 長尾 018	土石流	○	令和3年3月30日	Ⅱ-75077	
643D 長尾 019	土石流	○	令和3年3月30日	I-75061	
筏津	643K 筏津 001	急傾斜地の崩壊	○	平成31年3月15日	I-1971
知社	643K 知社 001	急傾斜地の崩壊	○	平成31年3月15日	Ⅱ-2555
	643D 知社 001	土石流	○	令和3年3月30日	I-75074
	643D 知社 002	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75065
	643D 知社 003	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75068
	643D 知社 004	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75069
643D 知社 005	土石流	○	平成31年3月15日	Ⅱ-75070	

(資料第6)山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

箇所番号	危険地区の度	位置		人家・公共施設等					
		大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	(道路除く)公共施設	道路
643-001-001	A	筏津	筏津	107				0	市
643-001-002	A	筏津	向へ	63				0	国
643-001-003	A	筏津	井手		15			0	市
643-002-001	B	大茅	岩津原				3	0	市
643-002-002	A	大茅	中津畑	122				0	市
643-002-003	B	大茅	段		24			0	市
643-002-004	A	大茅	向ヒ		48			0	市
643-002-005	A	大茅	荒神		23			0	市
643-002-006	A	大茅	宮ノ脇	100				0	市
643-002-007	A	大茅	下モケ市	81				0	市
643-003-001	B	影石	役世	78				0	国
643-003-002	B	影石	役世		43			0	国
643-003-003	A	影石	向エ山	81				0	市
643-003-004	B	影石	横路上	108				0	国
643-003-005	A	影石	牛尾田	107				1	国
643-003-006	A	影石	ほきヶ途	92				0	国
643-003-007	A	影石	朴ヶ途		14			0	市
643-003-008	B	影石	種池ヶ途		42			0	市
643-003-009	A	影石	家ノ上へ	81				0	市
643-003-010	A	影石	東田	50				0	市
643-003-011	A	影石	景平		35			0	市
643-003-012	A	影石	関屋大下モノ上へ	196				4	国
643-003-013	A	影石	天神ヶ谷	95				0	市
643-003-014	B	影石	影石谷				1	0	
643-004-001	A	坂根	大平			9		0	国
643-004-002	C	坂根	志戸坂					0	市
643-004-003	A	坂根	六路		26			0	国
643-004-004	B	坂根	大途	78				0	国
643-004-005	A	坂根	大途	127				0	国

箇所番号	危険地区の危険度	位置		人家・公共施設等					道路
		大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	
643-005-001	A	知社	瀧ノ上		18			0	市
643-005-002	A	知社	水ノ元上ミ平ラ	51				0	市
643-006-001	A	長尾	背戸	219				1	市
643-006-002	A	長尾	オオホキ	61				1	市
643-006-003	A	長尾	大谷山口		27			0	国
643-006-004	A	長尾	熊谷		48			0	市
643-006-005	A	長尾	上ミ途	77				0	市
643-006-006	A	長尾	引谷下モ平	56				0	市
643-006-007	A	長尾	八幡段	210				1	市
643-006-008	A	長尾	桐尾	58				0	国
計 39 地区									

(2) 崩壊土砂流出危険地区

箇所番号	危険地区の危険度	位置		公共施設等					道路
		大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	
643-002-001	A	大茅	山谷			5		0	市
643-002-002	A	大茅	四行田	60				0	市
643-002-003	A	大茅	大海里	69				0	林
643-002-004	A	大茅	三倉木	149				0	市
643-002-005	A	大茅	小坂谷	107				0	市
643-002-006	A	大茅	堂ヶ谷		12			0	市
643-002-007	A	大茅	松谷	120				0	市
643-002-008	A	大茅	念佛谷			9		0	市
643-002-009	A	大茅	沖谷	119				0	市
643-002-010	B	大茅	岩坪				2	0	市
643-002-011	B	大茅	中津畑	108				0	市

箇所番号	危険地区の危険度	位置		公共施設等					
		大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
643-002-012	A	大茅	今井	120				0	林
643-002-013	B	大茅	若杉	120				0	市
643-002-014	A	大茅	沼ノ谷	73				0	市
643-002-015	A	大茅	下東	122				0	林
643-002-016	A	大茅	金谷	112				0	市
643-003-001	A	影石	寺山	109				2	国
643-003-002	B	影石	安村		17			1	林
643-003-003	A	影石	城ケ谷		26			0	国
643-003-004	A	影石	ズリドコ		35			0	国
643-003-005	A	影石	山根	52				0	林
643-003-006	A	影石	八兵衛畑		43			0	林
643-003-007	A	影石	東田		38			0	市
643-003-008	A	影石	寺林	79				0	市
643-003-009	A	影石	高尾		30			0	市
643-003-010	A	影石	台ケ山	79				0	市
643-003-011	A	影石	中の原		30			0	市
643-003-012	A	影石	影石谷		11			0	市
643-003-013	B	影石	天神ケ谷			8		0	国
643-003-014	A	影石	越谷		49			0	国
643-003-015	A	影石	役世	66				0	国
643-003-016	A	影石	大谷	73				1	国
643-003-017	A	影石	ワラ谷		36			0	市
643-003-018	A	影石	杉谷		40			0	林
643-003-019	A	影石	火宅		14			0	林
643-003-020	A	影石	深山		38			0	林
643-003-021	A	影石	深山		38			0	林
643-003-022	A	影石	森ケ谷		24			0	林
643-003-023	B	影石	桧ガ谷		33			0	市
643-003-024	A	影石	猪野谷		13			0	市
643-003-025	A	影石	井手ノ谷		35			0	市

箇所番号	危険地区の危険度	位置		公共施設等					
		大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
643-003-026	A	影石	狸ヶ城	54				0	林
643-003-027	A	影石	岡原		21			0	林
643-003-028	A	影石	猪之部谷		39			1	国
643-003-029	A	影石	大津尾		34			0	林
643-003-030	A	影石	小尾津尾		35			0	市
643-003-031	A	影石	添ヶ谷南谷		31			2	
643-003-032	A	影石	塩谷新田		45			0	市
643-003-033	A	影石	塩谷新田	50				0	市
643-003-034	A	影石	五郎エ門		38			0	市
643-004-001	A	坂根	梨ヶ谷		25			0	国
643-004-002	A	坂根	大途	118				0	国
643-004-003	A	坂根	長シゲ		20			0	国
643-004-004	C	坂根	六路				4	0	市
643-005-001	C	知社	長剣			8		0	林
643-005-002	A	知社	隠 谷		11			0	林
643-005-003	A	知社	滝谷			9		0	林
643-005-004	A	知社	小東		14			0	市
643-005-005	C	知社	六丈				2	0	国
643-005-006	A	知社	大成ル		17			0	市
643-005-007	B	知社	中尾エントウ				3	0	林
643-005-008	C	知社	ツヅラ				3	0	林
643-005-009	C	知社	上サガ原カミエ			5		0	市
643-005-010	A	知社	勝負谷		20			0	市
643-006-001	A	長尾	大空		13			0	国
643-006-002	A	長尾	木ノ谷	54				0	市
643-006-003	A	長尾	大谷		11			0	国
643-006-004	A	長尾	社礼		19			0	市
643-006-005	A	長尾	野井張	101				0	市
643-006-006	A	長尾	大滝	56				0	林
643-006-007	A	長尾	此ノ元	75				0	市

箇所番号	危険地区の危険度	位置		公共施設等					
		大字	字	人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
643-006-008	A	長尾	スゲ谷	128				0	市
643-006-009	A	長尾	上唐滝	128				0	市
643-006-010	A	長尾	佐瀨		37			2	国
643-006-011	B	長尾	湯舟				4	0	市
643-006-012	B	長尾	西長尾			9		0	市
643-006-013	A	長尾	花ヶ谷	128				0	林
643-006-014	A	長尾	熊谷	111				0	市
643-006-015	A	長尾	イモジ谷	98				0	市
643-006-016	A	長尾	曲尾	128				0	林
643-006-017	A	長尾	ホデ谷	128				0	林
643-006-018	A	長尾	深山曲登尾	127				0	林
計 82 地区									

(資料第7)砂防指定地

指定地名	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する大字 (告示時)
引谷川	勝英	S27.5.13	建 00544	長尾
塩谷川	勝英	S24.2.18	建 00109	塩谷
吉野川	勝英	S18.2.18	内 00095	大茅
吉野川	勝英	S36.11.18	建 02667	大茅
三倉木川	勝英	S63.1.12	建 00047	大茅
三倉木川	勝英	H10.7.16	建 01482	大茅
寺林谷川	勝英	S27.5.13	建 00544	影石
深山谷川	勝英	S25.4.24	建 00267	影石
大海里川	勝英	S18.2.18	内 00095	大茅
大海里川	勝英	S45.11.27	建 01707	大茅
大津尾川	勝英	S43.2.17	建 00199	影石
知社川	勝英	S25.3.20	建 00149	知社
東谷川	勝英	S45.10.3	建 01457	知社
桃谷川	勝英	S37.11.10	建 02822	影石

(14箇所)

(資料第8)雪崩危険箇所

(1) 農林水産部所管

危険地区 番 号	地区名	位 置		保安林の 指 定	備 考
		大字	字		
643-1	坂根・大途	坂根	大途	○	
643-2	寺林	影石	寺林	○	
643-3	役世	影石	役世	○	
643-4	深山中尾東尾	長尾	深山中尾東西	○	

(2) 土木部所管

危険地区 番 号	箇所名	大字	危険地区 番 号	箇所名	大字
I-242	岩津原(1)	大茅	I-739	新田南	長尾
I-243	坂根(2)	坂根	I-740	関屋(2)	影石
I-244	坂根(3)	坂根	I-741	影石(3)	影石
I-245	坂根(4)	坂根	I-742	影石(2)	影石
I-246	坂根(5)	坂根	I-743	影石(1)	影石
I-247	塩谷(1)	影石	I-744	猪之部(2)	影石
I-248	塩谷(2)	影石	I-745	影石(5)	影石
I-249	影石(4)	影石	I-746	別府	長尾
I-250	関屋(1)	影石	I-747	知社(2)	知社
I-251	関屋(4)	影石	I-748	知社(4)	知社
I-252	長尾(1)	長尾	I-749	桐尾(1)	長尾
I-253	引谷(2)	長尾	I-750	桐尾(3)	長尾
I-254	引谷(3)	長尾	I-751	筏津西	筏津
I-256	筏津	筏津	I-752	関屋(3)	影石
I-735	小才田	大茅	I-753	段(1)	大茅
I-736	猪之部(1)	影石	I-754	新田西	大茅
I-737	桐尾(4)	長尾	I-755	長尾(2)	長尾
I-738	坂根(1)	坂根	I-756	知社(3)	知社

(資料第9)土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	住所	施設種別	災害区分
プラスワーク	影石 895	障害者福祉	土石流
西粟倉保育園	影石 4	児童福祉	急傾斜

(資料第 10)消防力一覧表

(1) 現有の消防力

種別 部名	消防ポンプ 自動車	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	備 考
本 部		1		
1		2		
2		3		
3	1	2		
4		3		
計	1	11		

(2) 西粟倉村消防団

区分 人数	団 長	副団長	分団長	副分団 長	部 長	班 長	団 員	計
条例定数	1	2			4	10	123	140

(資料第 11)医療施設一覧表

名 称	場 所	T E L
西粟倉村診療所	影石 90-1	0868-79-2220
美作市立大原病院	美作市古町 1771-9	0868-78-3121
美作市立作東診療所	美作市江見 280	0868-75-2772
美作市立作東老人保健施設	美作市江見 280	0868-75-2772

(資料第 12)電力、水道施設・設備等

(1) 電力施設の種類、所在、名称

① 木質バイオマスエネルギー利用 (薪ボイラー)

名 称	所 在 地	設 備 内 容	竣 工
あわくら温泉黄金泉	影石 2072-6	薪ボイラー170kW×2 基 (kob 社オーストラリア製)	平成 27 年 2 月
あわくら温泉元湯	影石 2050	薪ボイラー75kW×1 基 (アーク社日本製)	平成 28 年 1 月

② 木質バイオマスエネルギー利用 (チップボイラー)

名 称	所 在 地	設 備 内 容	竣 工
熱エネルギーセンター (地域熱供給システム)	長尾 1439-1	チップボイラー230kW×1 基 チップボイラー230kW×1 基 (ダレスサンドロ社イタリア製)	平成 29 年 10 月～平成 32 年 2 月
熱エネルギーセンター (自立発電)	長尾 1439-1	ガス化発電システム 49kW	令和元年～令和 2 年

③ その他バイオマス施設

名 称	所 在 地	設 備 内 容	竣 工
坂根共同作業所 薪ボイラー	坂根 43	薪ボイラー75kW×1 基 (Besseman 社ドイツ製)	平成 30 年 2 月
木質バイオマス乾燥土場・薪製造・チップ保管庫	長尾 615-1、 615-2、619	薪割り機・チップ運搬車・フォークリフト・小型チップパー機・チップ保管庫・木質チップパー機・木材乾燥土場	平成 25 年～平成 30 年
薪チップ製造所	長尾 657-1	薪割り機・木材粉碎機 ・チップ運搬車・チップ乾燥施設 ・木材乾燥土場	令和 4 年 4 月

④ 小水力発電

名 称	所 在 地	設 備 内 容	竣 工
西栗倉第 1 発電所 /めぐみ	坂根 717	小水力発電 発電出力 290kW	平成 26 年 7 月
影石水力発電所	影石 425-1	小水力発電/EV に充電し、大茅公民館と筏津公民館へ給電可能 発電出力 5kW	平成 28 年 4 月
西栗倉第 2 発電所 /みおり	大茅字平岩 977-1	小水力発電 発電出力 199kW	令和 3 年 6 月

⑤ 太陽光発電

名 称	所 在 地	設 備 内 容	竣 工
おひさま発電所 (コンベンションホール)	影石 1063-1	発電出力 48.6kW 設置者：特定非営利活動法人おかもやまエネルギーの未来を考える会	平成 26 年 3 月
道の駅 あわくらんど	影石 418	発電出力 20kW/蓄電池 22kW	平成 27 年 2 月
旬の里	影石 521	発電出力 20kW/蓄電池 20kW	平成 28 年 3 月
いきいき ふれあいセンター	影石 95-3	発電出力 15kW/蓄電池 20kW	平成 28 年 3 月
西粟倉小学校 体育館	長尾 1555	発電出力 25kW/蓄電池 20kW	令和 2 年 2 月
西粟倉中学校 体育館	影石 108	発電出力 25kW/蓄電池 22kW	令和 2 年 2 月

(2) 簡易水道施設

施設名	計 画 給 水 人 口	水源の種別	水源の位置	計画給水量
北 部	330	浅層地下水	大字大茅 1329-4	330 m ³ /日
塩 谷	1,140	浅層地下水	大字影石 1824-24	471.8 m ³ /日
中 央		浅層地下水	大字長尾 1430	
引 谷	130	表流水	大字長尾 2627-1	130 m ³ /日
計	1,600			620 m ³ /日

(資料第13)指定避難所・指定緊急避難場所等一覧表

避難場所	電話	所在地	収容人数(人)		備考
			屋内	屋外	
[指定緊急避難場所・指定避難所]					
コンベンションホール	79-2185	大字影石 1063-1	200		
西粟倉幼稚園	79-2202	大字長尾 1567	100		
西粟倉小学校	79-2021	大字長尾 1555	400	100	
西粟倉中学校	79-2014	大字影石 108	300	100	
[指定避難所]					
大茅集会所	79-2870	大字大茅 421-4	50		
坂根集会所	79-2871	大字坂根 188-2	30		
旧影石小学校 (西粟倉・森の学校)	79-3058	大字影石 895	40	100	
猪之部集会所	79-2872	大字影石 761	30		
塩谷集会所	79-2671	大字影石 1630-3	30		
湯〜とぴあ黄金泉	79-2330	大字影石 2072-6	200		※
谷口集会所	79-2873	大字影石 1122-10	30		
レストセンターあわくらんど	79-2331	大字影石 418	250		※
あわくら旬の里	79-2330	大字影石 521	250		※
影石集会所	79-2874	大字影石 243-1	50		
あわくら会館	79-2111	大字影石 33-1	65		
別府集会所	79-2203	大字長尾 1572-1	30		
引谷集会所	79-2875	大字長尾 2241	30		
中土居集会所	79-2876	大字長尾 957-1	50		
下土居集会所	79-2877	大字長尾 257-1	20		
筏津集会所	79-2878	大字筏津 370-1	20		
知社集会所	79-2879	大字知社 221-3	30		

※：施設使用確認は(株)ワンテーブル 79-2330 へ連絡。

(資料第14)福祉避難所施設

避難場所	電話	所在地	収容人数(人)		備考
			定員	受入	
いきいきふれあいセンター	79-7100	大字影石 95-3	200		
ゆうゆうハウス	79-2861	大字影石 95-1	300		
西粟倉小学校	79-2021	大字長尾 1555	400		

(資料第15)島根県安来市広域避難計画による広域福祉避難所一覧表

避難場所	電話	所在地	収容人数(人)		備考
			定員	受入	
いきいきふれあいセンター	79-7100	大字影石 95 番地 3	50	20	
あわくら会館	79-2111	大字影石 33 番地 1	62	26	

(資料第 16)備蓄倉庫一覧

備蓄場所	所在地	主な備蓄品
あわくら会館	大字影石 33 番地 1	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布・段ボールベッド
大茅集会所	大字大茅 421 番地 4	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
坂根集会所	大字坂根 188 番地 2	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
猪之部集会所	大字影石 761 番地	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
塩谷集会所	大字影石 1630 番地 3	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
谷口集会所	大字影石 1122 番地 10	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
影石集会所	大字影石 243 番地 1	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
別府集会所	大字長尾 1572 番地 1	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
引谷集会所	大字長尾 2241 番地	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
中土居集会所	大字長尾 957 番地 1	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
下土居集会所	大字長尾 257 番地 1	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
筏津集会所	大字筏津 370 番地 1	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布
知社集会所	大字知社 221 番地 3	食料・水・懐中電灯・簡易トイレ・毛布

(資料第 17)危険物等取扱場所

施設名	設置場所	設置者	住所	類
地上タンク	影石 1220	西粟倉村村長	影石 2	4 類
地下タンク	長尾 1463-3	晴れの国岡山農協	美作市明見 172-2	〃

取扱品名	氏名	住所
LP ガス	晴れの国岡山農協	長尾 1464

(資料第 18)緊急輸送道路

区分	路線名	区間	管理者
第 1 次	一般国道 373 号線	美作市（兵庫県境）～英田郡西粟倉村 （志戸坂の辻手前）	岡山県

(資料第 19)ハリポート適地

名称	所在地	地積	備考
村立西粟倉中学校	影石 108	85×80	

(資料第 20)その他資料

名称	内容	参考 URL
原子力災害に備えた島根県広域避難計画	中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域的な避難が必要となる場合に備えた、住民の避難計画	https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/genshiryoku/ko-ikihinann.data/kouikihinankeikaku.R4.3.pdf
災害時の食生活支援のための手引き	地域全体で災害時における食生活支援の体制を充実させるのための手引き	https://digioka.libnet.pref.okayama.jp/cont/01/G0000002kyoudo/000/023/000023194.pdf
食事ホットカードの活用	災害時でも炊き出し現場で“簡単に作れる料理”を紹介した献立集	http://okayama-eiyo.or.jp/rink/syokujihotcard.pdf

(資料第 21)その他関連計画

名称	内容	参考 URL
西粟倉村ごみ処理基本計画	村の一般廃棄物の処理方針と、災害時の災害廃棄物処理に関する事項について整理した計画	令和 6 年度策定予定
西粟倉村受援計画	災害時の村の受援体制と、受援が必要な人数、資機材について整理した計画	令和 6 年度策定予定

西粟倉村防災会議条例

昭和 59 年 9 月 25 日
条例第 4 号

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、西粟倉村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌及び組織について定める。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西粟倉村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 西粟倉村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（組織）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、西粟倉村長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもってあて、その定数は同表（右）欄に掲げるとおりとする。
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

1 西粟倉村の区域全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから西粟倉村長が委嘱する者	2 人以内
2 岡山県の知事の部内の職員のうちから西粟倉村長が委嘱する者	5 人以内
3 岡山県警察の警察官のうちから西粟倉村長が委嘱する者	2 人以内
4 西粟倉村長がその部内のうちから指名する者	6 人
5 西粟倉村教育長	1 人
6 美作市消防本部消防長並びに西粟倉村消防団団長	2 人
7 西粟倉村の地域において業務を行う指定公共機関又は、指定公共機関の職員のうちから西粟倉村長が委嘱する者	9 人以内
8 自主防災組織を構成する者または学識経験のあるものうちから西粟倉村長が任命する者	7 人以内

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから西粟倉村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときには、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 西粟倉村防災会議条例（昭和40年条例第2号）は、廃止する。

西粟倉村防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西粟倉村防災会議条例（昭和 59 年 9 月 25 日条例第 4 号）第 5 条の規定に基づき、西粟倉村防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときには、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事号を示して、書面により委員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(定足数)

第3条 防災会議は委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員の中から代理者を選任し、その者を会議に出席させることができる。

(会議の議決)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第6条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときには、会長、防災会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項に定める場合のほか、会長は防災会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

3 会長は、前 2 項により専決したときにはその旨を直ちに委員に通知するものとする。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、西粟倉村役場総務企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項はその都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 40 年 1 月 10 日から施行する。

西粟倉村災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、西粟倉村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし村長をもって充てる。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料第 25)協定等一覧表

(1) 地方公共団体

協定名称	締結年月日	締結先
消防相互応援協定書	S45.3.10	赤穂市、上郡町、佐用町、上月町、千種町、日生町、三石町、吉永町、大原町、作東町、東粟倉村
消防相互応援協定書	S46.4.1	大原町、美作町、作東町、英田町、東粟倉村、勝田町
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	H8.7.1	赤穂市、上郡町、佐用町、上月町、千種町、備前市、日生町、吉永町、大原町、作東町、東粟倉村
岡山県下消防相互応援協定書	H20.4.1	県内市町村長、県内消防組合管理者
鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定書	H21.5.11	鳥取市、倉吉市、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、日野町、江府町、新見市、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町
岡山県消防防災ヘリコプター支援協定	H21.10.26	岡山県
災害時における情報交換に関する協定書	H25.2.1	国土交通省中国地方整備局
岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	H26.7.4	岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、
兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定	R2.4.1	兵庫県宍粟市、兵庫県赤穂郡上郡町、兵庫県佐用郡佐用町、岡山県美作市、鳥取県八頭郡智頭町

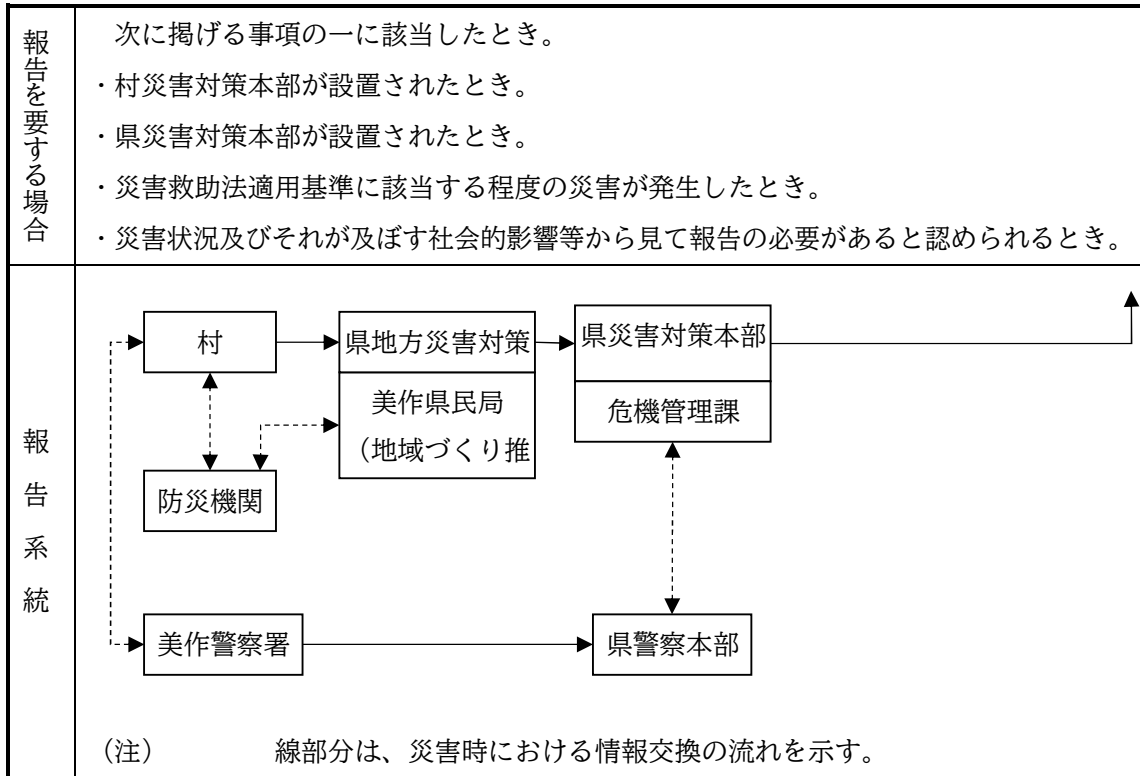
(2) 関係協力団体等

協定名称	締結年月日	締結先
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	H22.5.31	大茅土建有限会社 木原造林株式会社勝英事務所 有限会社小松組 株式会社白岩建設 平田工業有限会社 有限会社森下建測

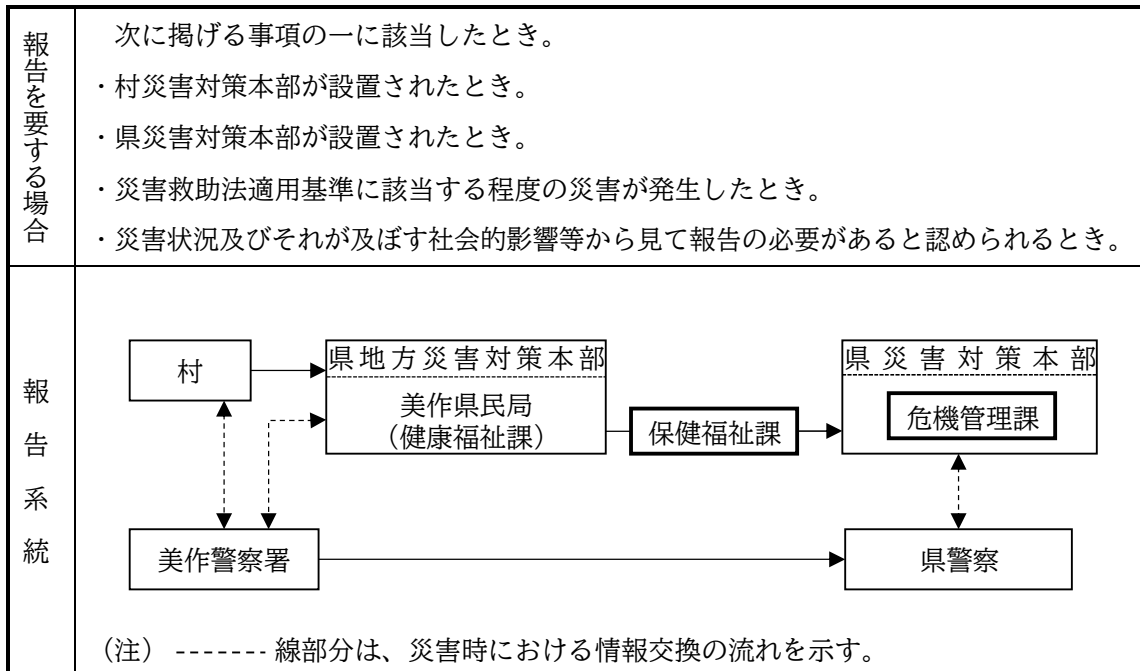
協定名称	締結年月日	締結先
台風等の災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	H23.12.22	中国電力株式会社津山営業所
災害発生時における西粟倉村と影石郵便局及び津山郵便局の協力に関する協定	H27.6.5	日本郵便株式会社影石郵便局、 日本郵便株式会社津山郵便局
災害時における行政書士業務相談に関する協定	H27.12.16	岡山県行政書士会
災害等発生時相互協力に関する協定書	H28.5.12	智頭急行株式会社、兵庫県上郡町、佐用町、岡山県美作市、鳥取県智頭町
西粟倉村避難行動要支援者名簿の情報提供及び取扱いに関する協定	H29.1.25	岡山県美作警察署
災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	H29.3.28	生活協同組合おかやまコープ
大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書	R1.10.2	公益財団法人 岡山県柔道整復師会
災害に係る情報発信等に関する協定	R3.3.1	ヤフー株式会社
災害時における法律相談業務等に関する協定	R3.8.17	岡山弁護士会
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R3.10.1	西粟倉村社会福祉協議会
令和4年度西粟倉村構造改善センター（給油所）指定管理協定	R4.6.1	株式会社 アイティエス
災害時における無人航空機による応援に関する協定	R4.11.10	株式会社 T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校
（仮称）災害時における地図製品等の供給等に関する協定	令和6年度 締結予定	株式会社ゼンリン

(資料第 26)災害報告様式

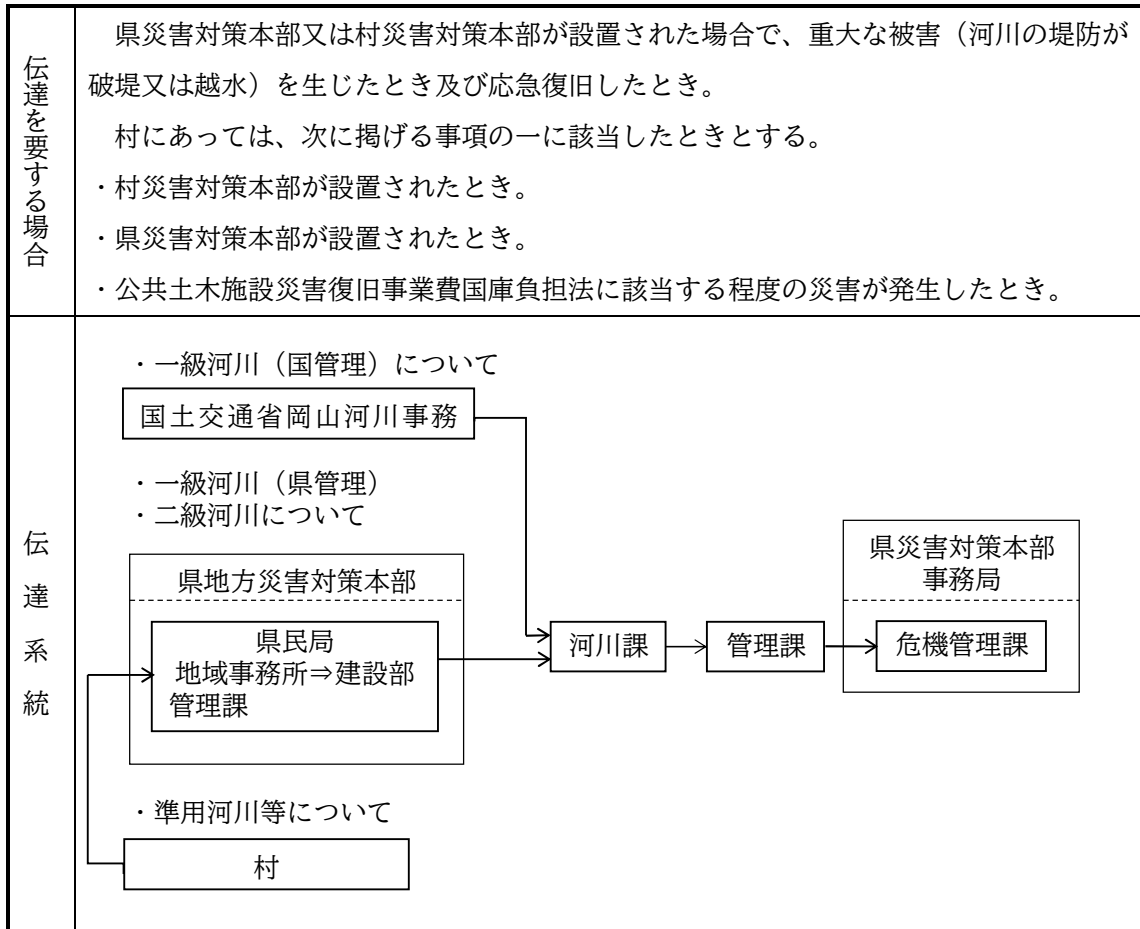
(1) 災害発生状況報告等



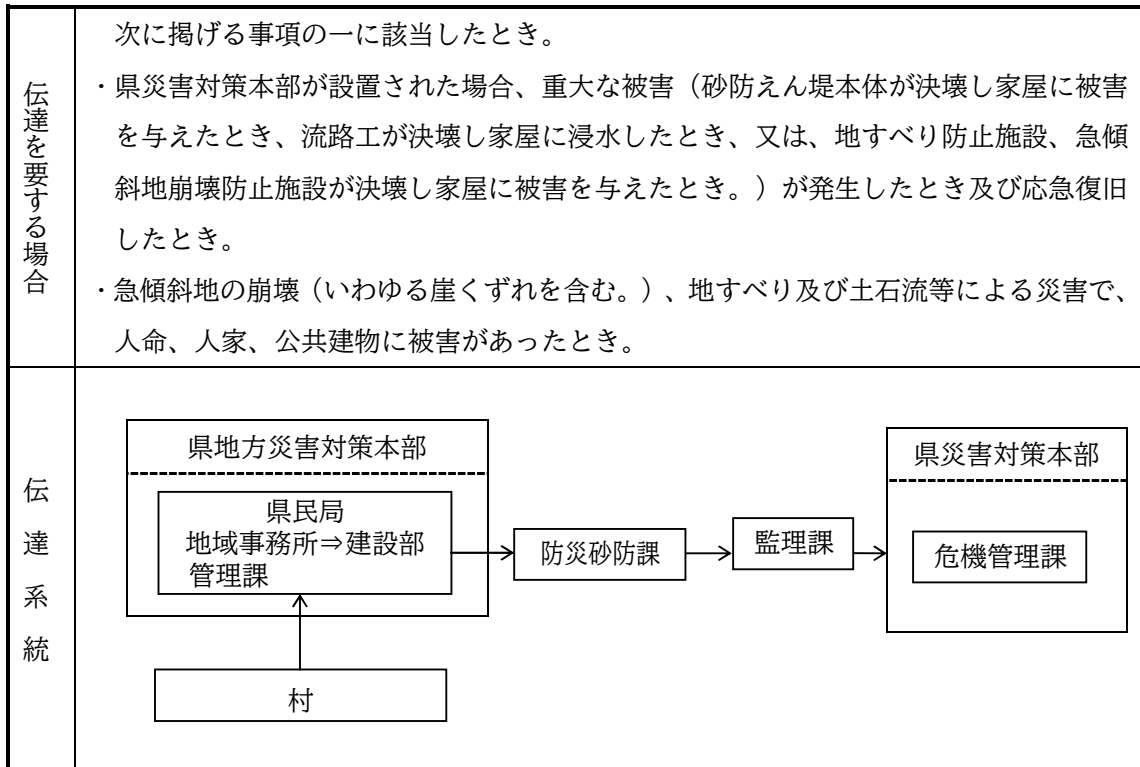
(2) 人的被害、住家被害等



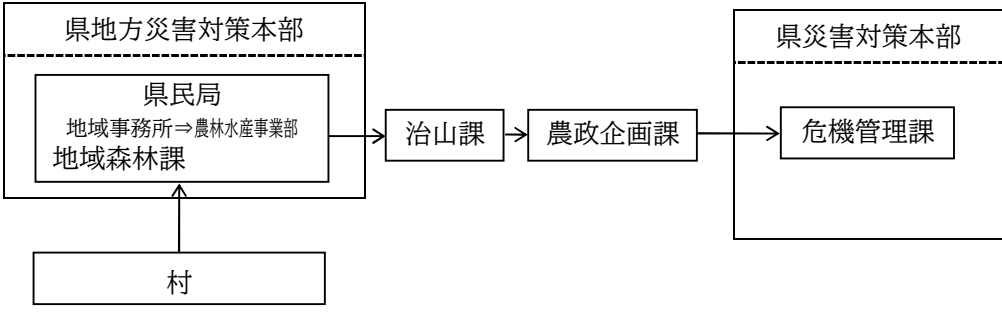
(3) 河川被害



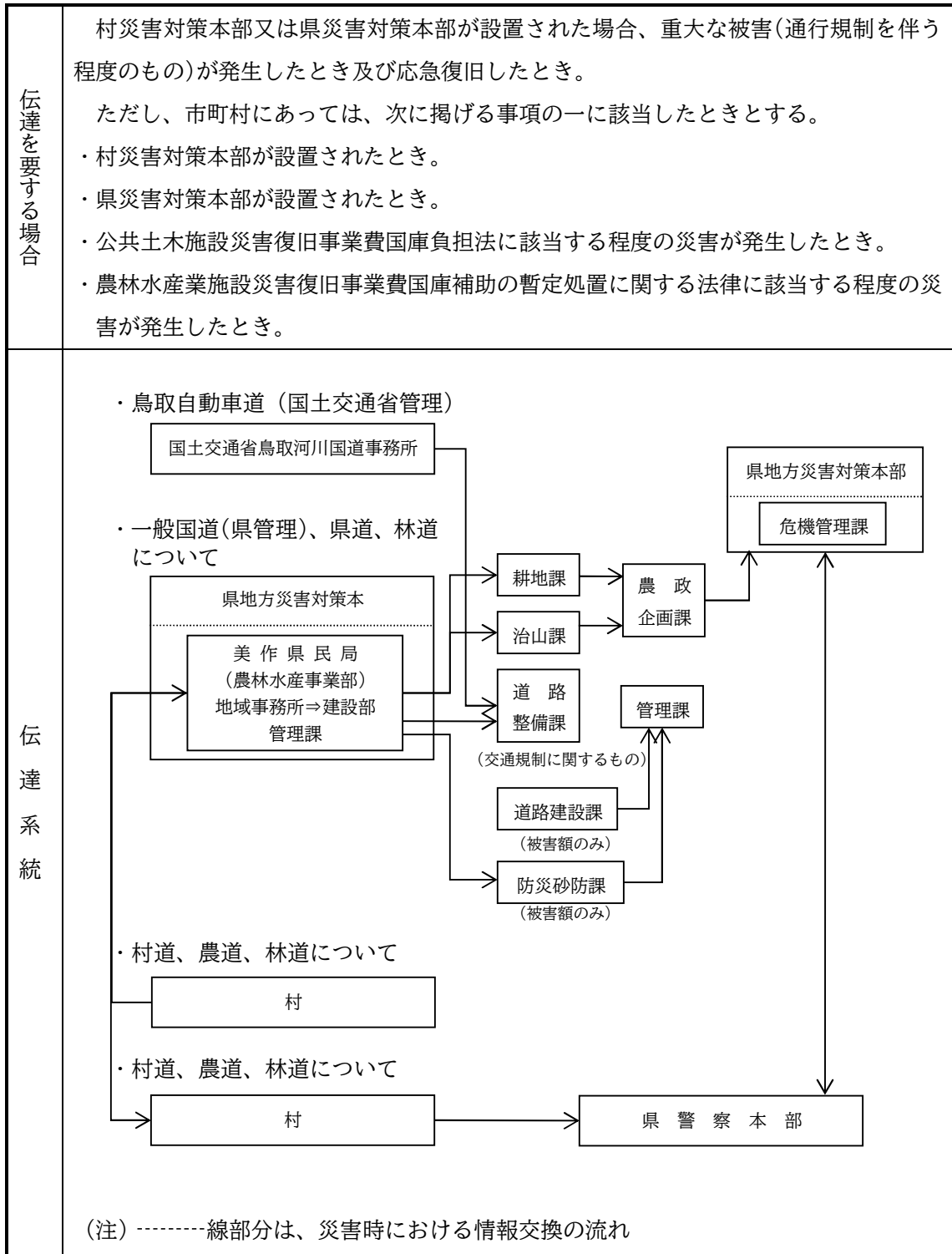
(4) 砂防被害



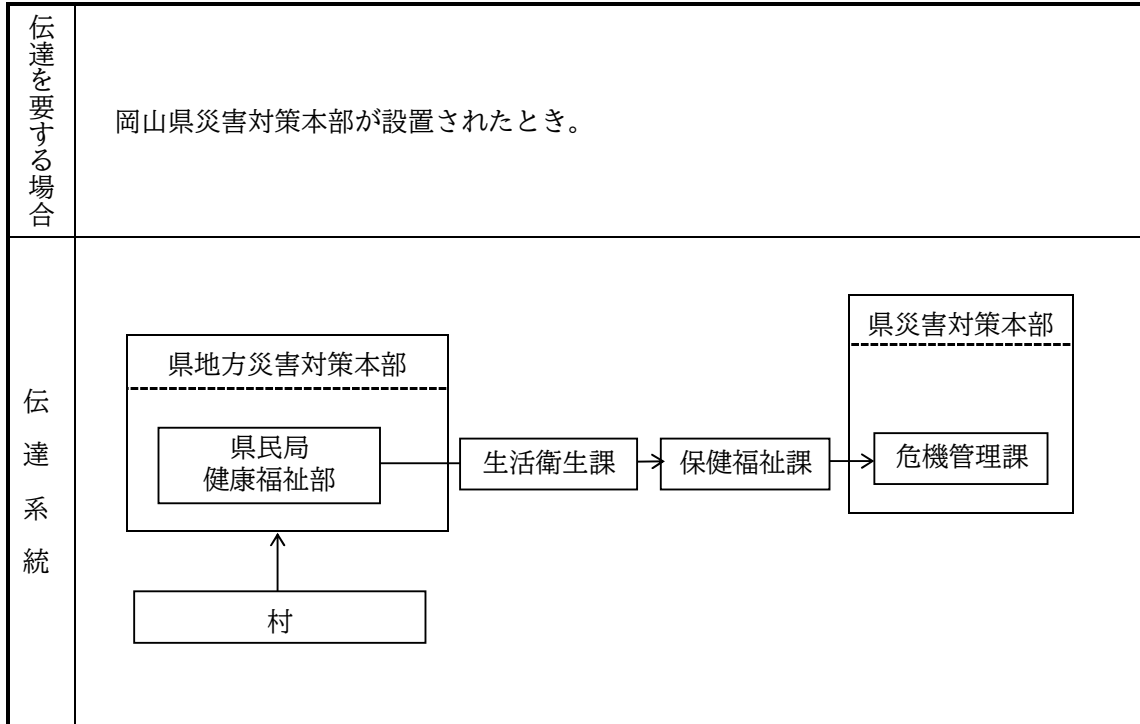
(5) 治山被害

伝達を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部又は村災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害を害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に著しい被害があったとき）が発生したとき。
伝達系統	 <pre> graph TD Village[村] --> PrefOffice[県民局 地域事務所→農林水産事業部 地域森林課] subgraph PrefHQ [県地方災害対策本部] PrefOffice end PrefHQ --> Landslide[治山課] Landslide --> AgPlan[農政企画課] AgPlan --> Crisis[危機管理課] subgraph PrefDisasterHQ [県災害対策本部] Crisis end </pre>

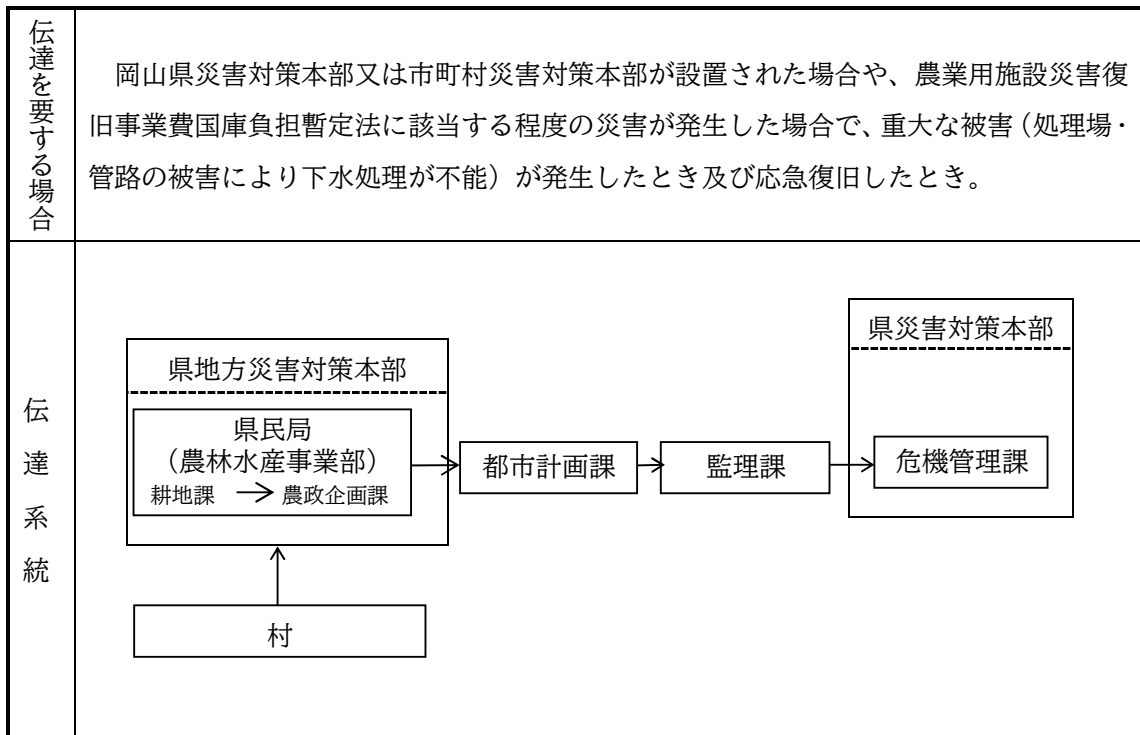
(6) 道路施設被害



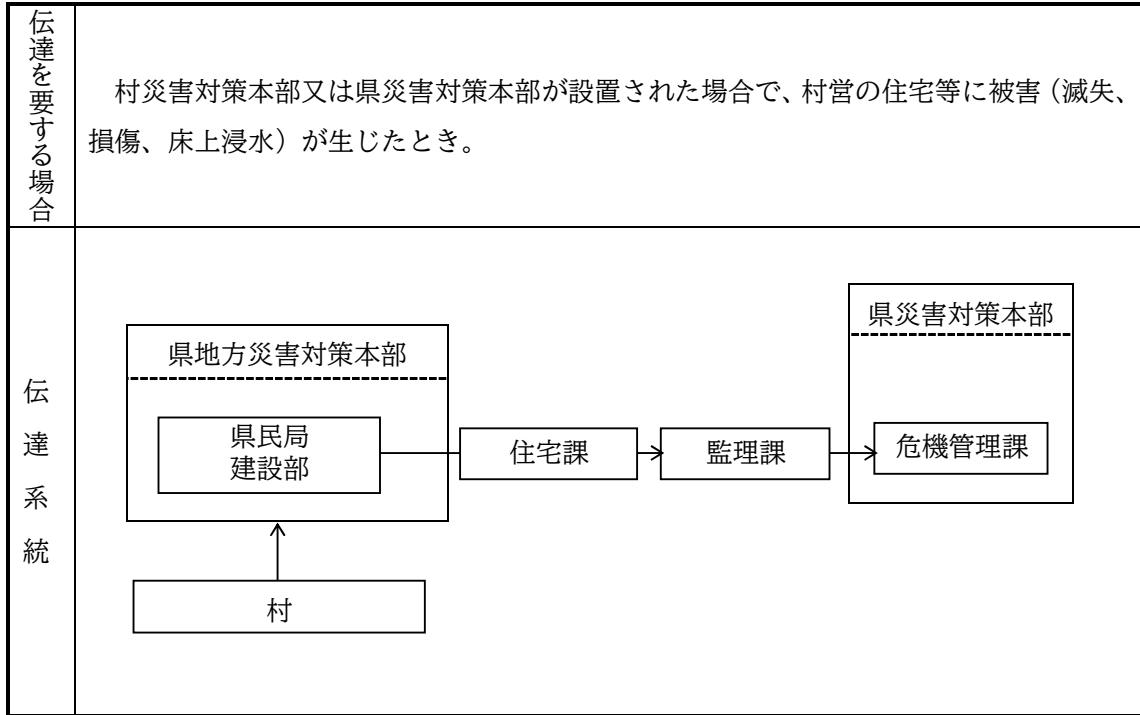
(7) 水道施設被害



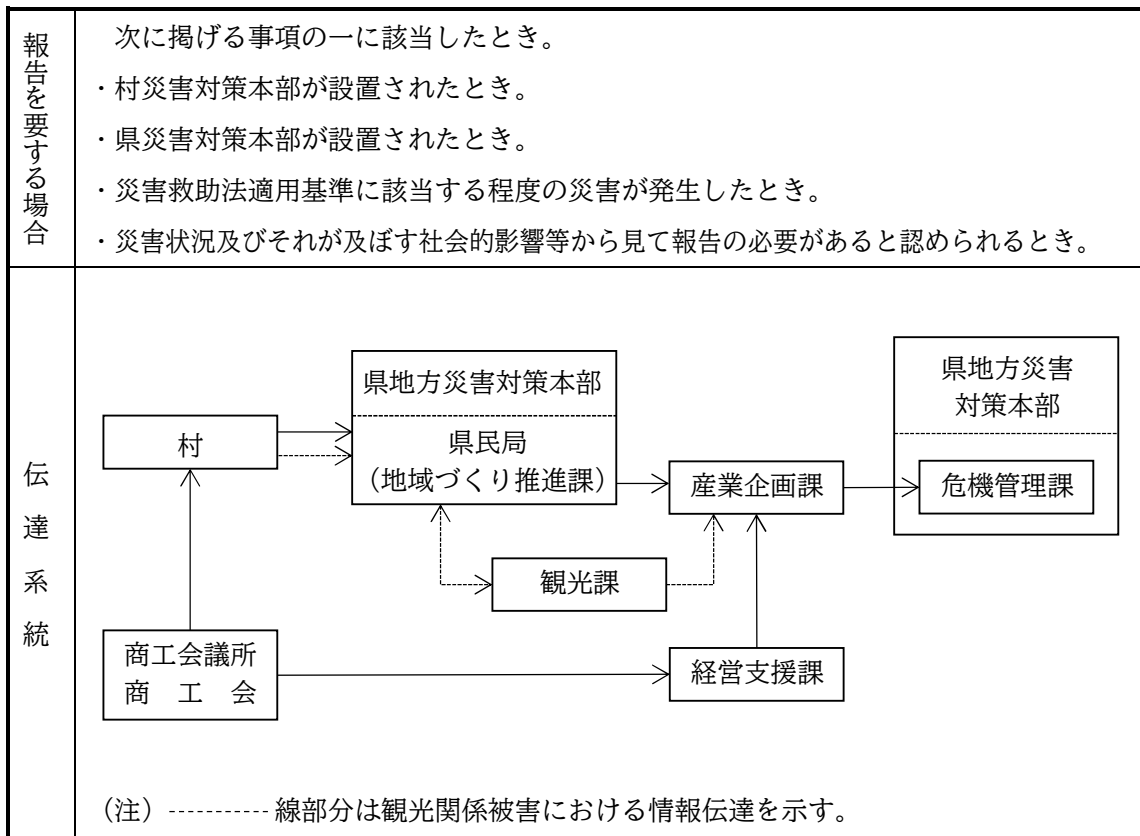
(8) 下水道施設被害



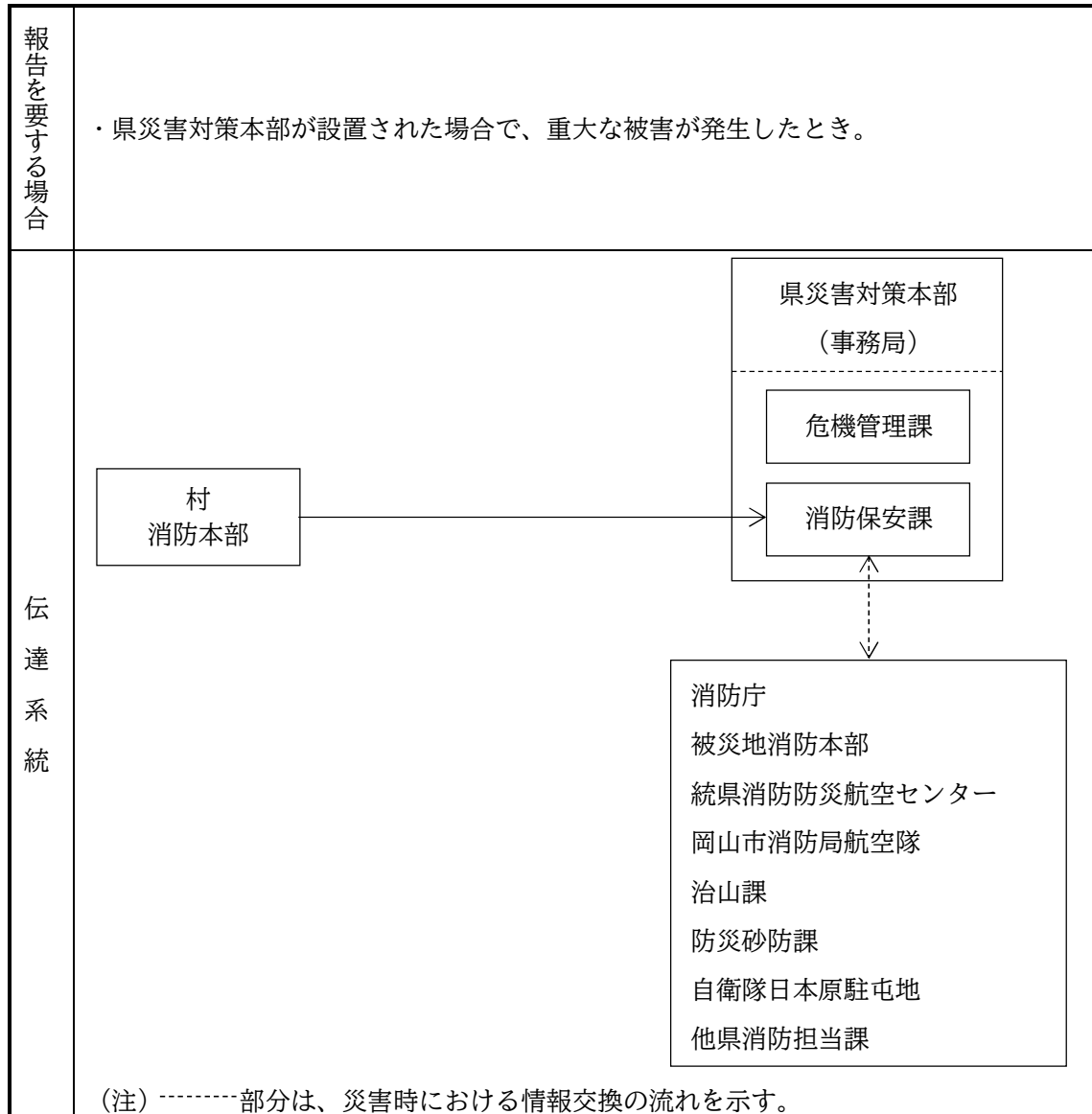
(9) 公営住宅等被害



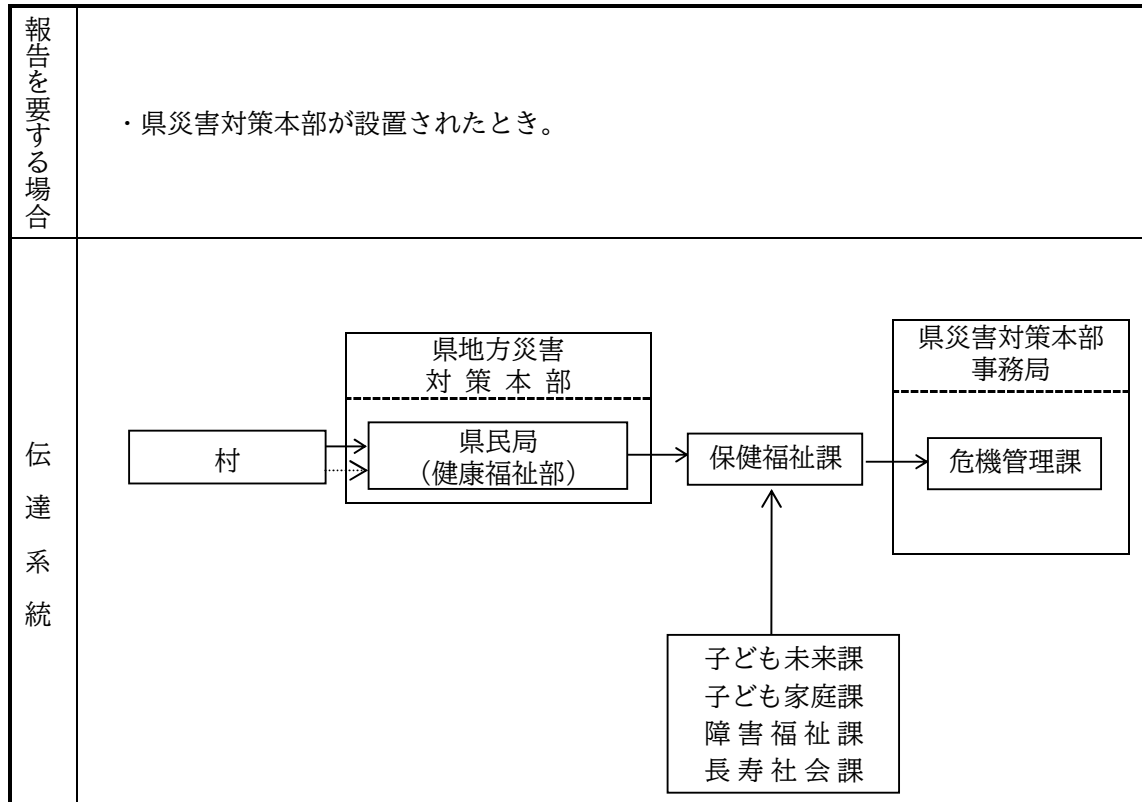
(10) 商工関係被害等



(11) 林野火災被害



(12) 社会福祉施設被害



様式1-1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日 時 分	市町村名		電話 番号	
		報告者名			

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
					非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟			
				公共建物半壊		棟	その他半壊	棟				
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	月 日 午前・午後	時 分	設置						
			解除	月 日 午前・午後	時 分	設置						
その他	○避難の勧告・指示の状況 種 別 : 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令日時 : 年 月 日 時 分 解除日時 : 年 月 日 時 分 対象地区等 : 対象人員 : 世帯 人											
	○避難所の設置状況 開設避難所名 :											
	○活動状況											

災害発生状況等(即報・確定報告)

市町村名				区分			被害
災害名	報告番号	第 報		田	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名		年 月 日 時現在		畑	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
				文教施設		箇所	
				病院		箇所	
				道路		箇所	
				橋りょう		箇所	
				河川		箇所	
				海岸		箇所	
				港湾		箇所	
				漁港		箇所	
				砂防		箇所	
				下水道		箇所	
				都市公園等		箇所	
				清掃施設		箇所	
				崖崩れ		箇所	
				鉄道不通		箇所	
				被害船舶		隻	
				水道		戸	
				電話		回線	
				電気		戸	
				ガス		戸	
				ブロック塀等		箇所	
				罹災世帯数		世帯	
				罹災者数		人	
				火災発生	建物	件	
					危険物	件	
					その他	件	
人的被害	死者		人				
	行方不明者		人				
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊		棟				
			世帯				
			人				
	半壊		棟				
			世帯				
			人				
	一部破損		棟				
			世帯				
			人				
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
床下浸水		棟					
		世帯					
		人					
非住家	公共建物		棟				
	その他		棟				

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公共文教施設	千円			市町村	設置日時	日	時	分
農林水産業施設	千円				解散日時	日	時	分
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
災害の概況	農林被害	千円	災害救助法適用市町村名	適用日時	日	時	分	
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円			計			団体
被害総額	千円		119番通報件数				件	
応急対策の状況	消防機関等の活動	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
	自衛隊の災害派遣	その他						

※ 被害額は省略することができるものとする。

(注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
人の	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
被害	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 住屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。）以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害区分	判定基準	
文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
河川海岸	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。	
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
漁港	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設	
砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。	
下水道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号に規定する下水道施設とする。	
都市公園等	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成 15 年政令第 162 号）第 2 条第 2 号に掲げる公園又は緑地とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。	
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。	
ガス	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。	

被害区分		判定基準
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 (注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷			
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
		その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)			
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
		応急対策の状況			

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在		受 信 時 間		時 分	
発 信 機 関				受 信 機 関			
発 信 者 名				受 信 者 名			
内 容							
避 難 状 況	避 難 先	地 区 名	避難の種別及び日時	世帯数	人 数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			高齢者等避難、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			高齢者等避難、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			高齢者等避難、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			高齢者等避難、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			高齢者等避難、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設 置 場 所	収 容 人 数		実 施 機 関		
			重 傷	軽 傷			

様式4

公共施設被害

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関			受信機関	
発信者名			受信者名	
内 容				
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他()			
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被害区域 区 間			
	管 理 者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	応急対策 の 状 況			
	復旧見込			
	そ の 他 参 考 事 項			

様式5

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- (1) 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- (2) 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- (3) 小売業については、従業員 50 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- (4) サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。(様式6に計上すること。)

様式6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部)	
報告者	

消防庁受信者氏名 _____

*爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・用途				事業所名 (代表者名)			
出火場所				出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
	軽症		人				
建物の概要	構造		建築面積		㎡		
	階層	/ 階建	延べ面積		㎡		
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼	棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	㎡	
		半 焼	棟		建物焼損表面積	㎡	
		部分焼	棟			林野焼損面積	a
		ぼ や	棟				
		計 棟					
罹災世帯数				気象状況	℃ m/s %		
消防活動状況	消防本部(署)		台 人				
	消防団		台 人				
	その他		人				
救急・救助							
活動状況							
災害対策本部等							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で限りなく早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

社会福祉施設被害状況

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 生活保護 エ 老人福祉 キ 保健施設	イ 身体障害者福祉 オ 婦人保護 ケ その他 ()	ウ 知的障害者福祉 カ 児童福祉
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概 要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地				
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊
	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）		
浸水区分				

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

西粟倉村長

別紙
(記載例)

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	岡山県〇〇村〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の所在地	岡山県〇〇村〇丁目〇番〇号
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

西粟倉村長

避難所状況報告書(初動期)

送信先:西粟倉村災害対策本部

TEL

FAX

避難所	<small>ふりがな</small> 避難所名 住所 TEL FAX			
項目	第一報(参集後すぐ)	第二報(3時間後)	第三報(6時間後・閉鎖)	
送信者名				
報告日時	月 日() :	月 日() :	月 日() :	
避難種別	指示・自主避難	指示・自主避難	指示・自主避難	
利用可能な連絡手段	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	FAX・電話・伝令・他()	
避難者	人数	人	人	
	世帯数	世帯	世帯	
	今後の見込み	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし
建物の安全確認	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	
傷病者等	なし・あり(人)・不明	なし・あり(人)・不明	なし・あり()・不明	
人命救助	不要・必要(人)・不明	不要・必要(人)・不明	不要・必要(人)・不明	
周辺状況	火災	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険
	土砂崩れ	なし・あり(約 件)・未発見	なし・あり(約 件)・未発見	なし・あり(約 件)・未発見
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通
	道路	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	ほとんどなし・あり(約 件)・不明
避難所以外の支援拠点	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	なし・あり(場所)	
参集者	行政担当者			
	施設管理者			
緊急を要する事項など(具体的に箇条書き)				
受信者名(災害対策本部)				

- ・ 第一報(参集後すぐ)、第二報(3時間後)、第三報(6時間後または閉鎖時)は、同じ用紙に記入。
- ・ 西粟倉村災害対策本部あて FAX で送信する。FAX が使用できないときは、伝令などで連絡。
- ・ 人命救助や周辺状況の詳細は「緊急を要する事項」に記入する。
- ・ 「世帯数」は、避難所利用者登録票の枚数による回答も可能。

避難所状況報告書〔第 報〕

送信先:西粟倉村災害対策本部

TEL

FAX

避難所	避難所名 住所 TEL		FAX		報告日時	月 日() :	
避難所利用者数	区分	現在数(A)	前日数(B)	差引(A-B)			
	避難所内に受け入れた者※	世帯数	世帯	世帯	世帯		
		人数	人	人	人		
	避難所以外の場所に滞在する者	世帯数	世帯	世帯	世帯		
		人数	人	人	人		
合計	世帯数	人	人	人			
		世帯	世帯	世帯			
食料	区分	朝	昼	夜			
	食料の給与数	食	食	食			
	食料の主な内容						
運営状況	(避難所利用者)組	編成	済・未編成	組数	計 組(避難所内 組+外 組)		
	避難所運営委員会	設置	済・未設置	役員	会長 人、副会長 人(うち女性 人)		
	運営班	設置	済・未設置				
	在宅避難者等支援施設	設置	済・未設置	主な場所			
連絡事項	連絡元	主な対応状況			要望など		
	避難所運営委員会						
	各運営班	総務班					
		連絡・広報班					
		食料・物資班					
		保健・衛生班					
		要配慮者支援班					
		施設管理班					
		屋外支援班					
	ボランティア班						
行政担当者							
施設管理者							
ライフライン	電気	□通電 □停電 (: 現在)		電話	□可能 □不能 (: 現在)		
	水道	□通水 □断水 (: 現在)		F A X	□可能 □不能 (: 現在)		
	ガス	□可能 □不能 (: 現在)			□ (: 現在)		
特記							

※「避難所内に受け入れた者」には、車中・テント生活者を含む。

この様式を使う場合は、**表面**と**裏面**を両面コピーしてください。

ひなんじよりようしやどうろくひよう

避難所利用者登録票 **表面**

		避難所名		受付番号		
記入日	年 月 日 ()	記入者氏名				
住所	〒 -	自治会・町内会名				
電話	() -	自宅の被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊			
携帯電話	() -		全焼 / 半焼 / 床上浸水			
FAX	() -		流出 / その他()			
メール	@	滞在を希望する場所	避難所			
その他連絡先(親戚など)	〒 - () -		<input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車両(避難所敷地内に駐車) <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所(自宅 / 他())			
避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する人も記入)		けがや病気・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なことに○		運営に協力できること(特技・免許)	避難状況※1	必ず確認! 安否確認たいおうへの対応※
氏名	生年月日・年齢	性別				
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有(けが・病気・障がい・アレルギー・食事・要介護・妊娠中・その他())			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有(けが・病気・障がい・アレルギー・食事・要介護・妊娠中・その他())			公開 ・ 非公開
ご家族	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有(けが・病気・障がい・アレルギー・食事・要介護・妊娠中・その他())			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有(けが・病気・障がい・アレルギー・食事・要介護・妊娠中・その他())			公開 ・ 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	無・有(けが・病気・障がい・アレルギー・食事・要介護・妊娠中・その他())			公開 ・ 非公開
ペットの状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ		種類(頭数)	<input type="checkbox"/> 同伴希望(ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明		
自家用車(避難所に駐車する場合)	車種	色	ナンバー			

- ・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
- ・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また里庄町災害対策本部にも提供し、被災者支援のために里庄町が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※1：一緒に避難していれば○をつける。

※2：安否の問い合わせがあった場合に、**住所(〇〇町〇〇丁目まで)**と**氏名**、**ふりがな**を公開してもよいか個人ごとに必ず確認してください。

避難所利用者登録票 裏面:運営側(受付担当)記入

用

<登録時>

- 運営側(受付担当)は、記入者とともに表面の記載を確認する。
 - ・安否確認への対応(公開・非公開)個人ごとに○がついているか。
 - ・けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語(または日本語が理解できるか)など、とくに配慮が必要なことはあるか。
 →詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入
- 受け入れ先

受け入れ先 (滞在先)	場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車 両(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所(自宅 / その他())
	組名	
本人からの申告・聞き取り事項など		

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日()
	受付番号	